個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	警備業資格者等ファイル	
行政機関等の名称	山口県警察本部長	
個人情報ファイルが利用 に供される事務をつかさ どる組織の名称	生活安全部生活安全企画課	
個人情報ファイルの利用 目的	警備業の認定その他警備業法(昭和47年法律第117号)に関する事務の適正な遂行を確保するために利用する。	
記録項目	1資格、2業種等、3資格者証等の区分、4交付公安委員会、5資格者証等番号、6受理警察署、7氏名、8性別、9生年月日、10本(国)籍、11交付年月日、12書換年月日、13返納年月日、14行政処分の登録警察本部、15処分番号、16住所、17処分年月日、18処分事由、19送致年月日、20処分結果	
記録範囲	警備員指導教育責任者又は機械警備業務管理者 の資格者証被交付者、警備員指導教育責任者又 は機械警備業務管理者の講習修了証明書被交付 者及び警備員等の検定合格証被交付者	
記録情報の収集方法	申請者からの申請その他法令に基づき収集する。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含む	
記録情報の経常的提供先	警察庁	
開示請求等を受理する組 織の名称及び所在地	(名 称)山口県警察本部警察情報センター (所在地)〒753-8504 山口県山口市滝町 1-1	
訂正及び利用停止に関す る他の法令の規定による 特別の手続等	警備員指導教育責任者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第22条第5項による。機械警備業務管理者資格者証の交付を受けた者に係る7及び10の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備業法第42条第3項において準用する同法第22条第5項による。検定合格証明書の交付を受けた者に係る7及び16の記録項目の内容に変更があった場合の訂正については、警備員等の検定に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20	

	号) 第 15 条第 1 項による。	
個人情報ファイルの種別	✓法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)政令第21条第7項に該当するファイル□有 ✓無	□法第 60 条第 2 項第 2 号 (マニュアル処理ファ イル)
行政機関等匿名加工情報 の提案の募集をする個人 情報ファイルである旨	該当	
行政機関等匿名加工情報 の提案を受ける組織の名 称及び所在地	山口県警察生活安全部生活安全企画課 〒753-8504 山口県山口市滝町 1-1	
行政機関等匿名加工情報 の概要	_	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 を受ける組織の名称及び 所在地	_	
作成された行政機関等匿 名加工情報に関する提案 をすることができる期間	_	
記録情報に条例要配慮個 人情報が含まれていると きはその旨	_	
備考	_	